

公益社団法人企業情報化協会 入会金及び会費規定

(目的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人企業情報化協会（以下「この法人」という。）定款第 7 条の規定に基づき、本会の入会金及び会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 条 入会金は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 1 万円
- ② 準会員 1 万円

第 3 条 年会費は、会員の種別に応じて、次に掲げるところによる。

- ① 正会員 12 万円
- ② 準会員 8 万円

2. 事業年度途中で入会した会員についても、当該入会年度の会費として第 1 項に定める金額を支払うものとする。

3. 第 1 項の年会費は、全額を一括して納入するものとし、分割することはできない。

4. 第 3 条の 2 入会金及び会費は、その全額をこの法人の管理費又は管理業務のための設備購入支出に充当する。

(変更)

第 4 条 この規定は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

(施行日)

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立登記の日からから施行する。

附 則 この規程は、令和 7 年 5 月 12 日から施行する。

以 上